

論文

会社計算規則の存在意義

A study in Rules of Corporate Accounting

平川 茂¹⁾

HIRAKAWA Shigeru

■Abstract

In Japan, the Commercial Code and the Companies Act have changed in the direction of comprehensively entrusting calculation rules to the accounting standards by the comprehensive accounting rules.

However, in Japan, Rules of Corporate Accounting are established. What is the reason for this? In this paper, I will clarify the existence significance of Rules of Corporate Accounting.

キーワード：会社計算規則 配当規制

Key Words: Rules of Corporate Accounting Dividend regulation of the Commercial Code and the Companies Act

1. はじめに

現状、日本においては、商法・会社法は会計包括規定によって、計算に関する規定を包括的に会計基準に委任する方向で変化してきた。これは、企業活動の規制としての従来の積極的な干渉が大きく後退したことを意味している。

そのように会社法の計算規定が変化したのであれば、そもそも会社法本法に会計に関する規定を置くことも、施行令としての会社計算規則を定めることも、必要はないはずである。この点について、たとえば神田 [2007] は、「結局のところ、会計処理については法務省令は不要であって、法務省令には何も書かないこととし、法務省令あるいは会社法は配当規制（分配規制）だけに純化できないものかと思えてくる」（7頁）と述べている。

しかしながら、実際には後述するように、会社計算規則が設けられ、そこでは会計に関するいくつかの規定が置かれている。これはどのような理由によるのであろうか。本稿では、上記の問題意識から、会社計算規則の存在意義を明らかにする。

2. 現状の整理

(1) 会社法における配当目的と情報提供目的の分化

2005（平成17）年改正前の商法に関して、矢澤 [1981] は、株式会社における計算規定の目的として次の2つを挙げている（117頁）。第1は、配当可能利益の算定を適正に行わせることによって、現在の株主と将来の株主との間の利害の調整を図ること、および現在の会社債権者との間の

利害の調整を図ること（いわゆる配当目的）である。第2は、現在の株主および将来の株主、現在の会社債権者および将来の潜在的会社債権者に対して、それぞれの利害関係を適切に判断するための資料を提供すること（いわゆる情報提供目的）である。

これら2つの目的は、配当目的が商法固有の目的、情報提供目的が商法と証券取引法（当時）に共通の目的とされ（矢澤 [1981]、117頁；大蔵省・法務省 [1996]、Iの1、Iの2、Iの3）、昭和期の商法改正は、異なる目的を商法上で同時に達成しようとしてなされてきたといえるだろう。この点について、矢澤 [1981] は、概略次のように述べている（120頁）。

商法およびその関連法規、証券取引法とその関連法規ないし企業会計原則とに共通する目的は、企業の経理内容を真実公正に利害関係者である社員・株主・債権者ないし投資家に報告させることである。商法はなるべく公示すべき内容を少なくしたいと考える経営者の利益と、なるべくそれが多きことを除く出資者、債権者等の利害を調整することを目的とする。これらの利害関係者にとって、企業形態を問わず、財務会計こそが企業の財政状態・経営成績を知り、自己の投資ないし与信等の決定をするための唯一の手段だからである。本来、企業の経理内容を真実公正に利害関係者に公表するための規制は、商法のすべての企業形態に共通する目的である。特に積極的な公開を強制しているのは、所有と経営が分離し、かつ、本来大規模で債権者も多いはずの株式会社についてである。証券取引法は、公開

1) 近畿大学産業理工学部経営ビジネス学科 准教授

会社の投資者のために特別に完全な公開を要求する。適正な経理内容の開示という目的においては、商法・証券取引法等の目的と財務会計の目的とは完全に一致する。このような目的の共通性から、1962（昭和37）年と1974（昭和49）年改正により、商法は、財産計算の原理を棄て大幅に期間損益計算の原理を導入し、会計処理・会計表示および決算・監査手続を証券取引法の下におけるそれに近づけ、実質的一元化を図り、それを前提として、商法固有の配当規制の目的も同時にこれによって達成しようとしたわけである。

以上が1980年代までの状況であるが、その後、1990年代にいわゆる日本企業のグローバル化と国際的な会計基準とのコンバージェンスの問題が持ち上がった。さらに同じころに、日本の金融機関が自己資本比率規制に抵触するという問題が生じた。こうした事態に直面して、大蔵省と法務省が合同で研究会を行い、1998（平成10）年に「商法と企業会計の調整に関する研究会報告書」（大蔵省・法務省[1998]）が公表された。そこでは、「商法で個々の資産の評価をどのように行うかという問題と、配当可能利益額をいかに算定するかという問題は、分けて考える事柄ではないかと考えられるので、まず、会計処理方法としての適否の観点から資産評価規定を検討し、その上で、配当規制の観点からの問題の有無を検討していくことが適当であると考えられる」（Iの3）と述べられている。

この報告書をきっかけに、会社法における配当目的と情報提供目的の分離へと進んでいった（たとえば武田[2007]、伊藤[2013]など）。そして、配当は会社法固有の目的として会社計算規則に具体的規定を設け、情報提供目的は会社法と金融商品取引法に共通の目的であるとして、会社法が金融商品取引法へと委任する方向で分離していったのである。

(2) 会計包括規定の位置付けの変化

前章で詳しく検討したが、会計包括規定の位置付けの変化について、簡単に振り返っておこう。

2005（平成17）年改正前商法においては、会計包括規定として「公正ナル会計慣行ヲ斟酌スヘシ」（32条2項）と規定されていた。この会計包括規定が設定された理由は、1974（昭和49）年に株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（以下、監査特例法と称する）が制定されたことによる。監査特例法は、資本の額が5億円以上の株式会社において監査役監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならないと規定した（第2条）。監査特例法によって公認会計士監査を会計監査人の制度として商法に導入するに当たり、その監査基準が証券取引法と商法とで一致しないと、一方で適法であることが他方で違法となるなどの

不都合が生じることになる。そこで、監査基準が準拠する商業帳簿に関する規定の解釈を証券取引法と商法とで一致させる必要があると説明される（田中・喜多[1975]、329-330頁）。とはいえ、この規定は当時、商法および商法施行規則の規定を補充するものとの位置付けであった（河野・古澤[2008]、367頁）。

これに対して、2006（平成18）年施行の現行会社法においては、「株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする」（431条）とされ、会社計算規則においても、規則の用語の解釈および適用に関しては、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行を斟酌しなければならない」（3条）と規定されている。このことは、会計包括規定が会社法の計算規定を補充する位置付けから、会社法の計算規定の原則へと変化したことを意味する（弥永[2011]、52頁）。

もっとも、同規則は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行・基準が何であるのかについては明文の規定を置いていない。この点、金融商品取引法の委任を受けた財務諸表等規則が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準について明文の規定を置いているのとは対照的である。

財務諸表等規則は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとして、金融庁組織令24条1項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準（1条2項）、企業会計の基準についての調査研究・作成を業として行う団体であって要件をすべて満たすものが作成・公表を行った企業会計の基準のうち、公正かつ適正な手続の下に作成・公表が行われたものと認められ、一般に公正妥当な企業会計の基準と認められることが見込まれるものとして金融庁長官が定めるもの（1条3項）を挙げている。

このように民間が設定した会計基準が法的効力を持ちうる点はアメリカとも共通するが、財務諸表規則1条3項の規定は、会計基準設定に際して行政当局が一定の役割を果たすことを要請しているのであって、アメリカでは証券取引委員会（Securities and Exchange Commission: SEC）が財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board: FASB）に包括的に権限を「委譲」しているのとは異なることに注意が必要である（大石[2007]、249頁）。

3. 会社法の計算規定の変化の類型化

次に、本章では、会社法における計算規定の変化の問題を取り上げる。ひとくちに変化といっても、その方向はいくつかのパターンに類型化することが可能である。図表1は、類型化のパターンを示したものである。

類型1は、2006（平成18）年施行会社計算規則において、それまで規定もしくは項目として明記されていたものが削

図表1 会社法の計算規定の変化の方向とその具体的項目

類型	会社法の変化の方向	規定もしくは項目の具体例
1	以前は商法本則に具体的会計処理規定が存在したが省令委任され、現行会社計算規則においては具体的会計処理方法が削除された項目	繰延資産
2	以前は具体的規定が存在しなかったが、現行会社計算規則においては規定もしくは項目が存在する項目	減損損失の認識（会社計算規則5条3項2号）
3	以前と現行会社計算規則とで規定もしくは項目の内容が変化した項目	引当金の範囲の拡大（会社計算規則6条2項1号）。退職給付引当金および返品調整引当金の列挙（会社計算規則6条2項1号イ、ロ）。市場価格のある資産の期末評価における時価評価の容認（会社計算規則5条6項2号）

出典：筆者作成。

除された項目である。この類型には、すでに存在していた具体的規定は削除され、一般に公正妥当と認められる会計基準に委ねられることになる。具体的には、以下のとおりである。

- ①繰延資産（例示列挙項目として8項目明記されていたものが削除）
- ②自己株式（平成13年改正前商法では資産計上され、同年改正商法で資本の部から控除されていたが削除）
- ③自己株式の処分益（商法施行規則上、その他資本剰余金として表示されることを求めていたが削除）
- ④のれん（5年以内で均等額以上の償却が求められていたが削除）

次に類型2は、2006（平成18）年施行会社計算規則において、新たに明記された項目である。具体的には、減損損失の認識がある（会社計算規則5条3項2号）。減損損失について、1974（昭和49）年改正商法において、「…会社ニ在リテハ毎決算期ニ相当ノ償却ヲ為シ予測スルコト能ハザル減損ガ生ジタルトキハ」(34条2項)と規定されていた。もっとも、ここでいう「予測することのできない減損」というのは、公正な会計慣行による正規の規則的な償却計画では予測することのできなかつた減損という意味であり、この場合には、これに相当した減額を当該年度の決算期において一時になすべきもの」（田中・喜多 [1975]、364頁）とされていた。つまり、ここでの減損は臨時償却の意味であって、「資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった状態」で「そのような場合に、一定の条件の下で回収可能性を反映させるように帳簿価額を減額する会計処

理」（企業会計審議会 [2002]、Ⅲの3）という意味での減損とは異なる。

最後に類型3は、2006（平成18）年施行会社計算規則において、会社計算規則施行前に規定もしくは項目として明記されていたものの内容が変化した項目である。具体的には、引当金であり、以前の商法施行規則上、引当金の部を設けて記載することが求められていた。しかし、現行会社計算規則では、計上すべき引当金の例示として退職給付引当金（会社計算規則6条2項1号イ）と返品調整引当金（同ロ）が明記されている。

これらの類型化から次のことが読み取れるであろう。まず、類型1は、規定について会計基準に依拠するものの、配当可能限度額を算定するために純資産の額から控除されることになる項目である。つまり、配当規制レベルでの調整項目がここに該当する。次に類型2は、かつて用いられた概念が現在変化したため、改めて規定を行った項目である。最後に類型3は、会計基準で定められている概念とは別の概念を会社法で用いるということを表わした項目である。特に類型3では、退職給付引当金が問題となる。退職給付引当金に関する問題については、後に検討する。

4. 会社計算規則の位置付け

(1) 資産・負債評価規定の概要

前述したように、会社法の計算規定について、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする」（431条）との規定が設けられた。これによって会社法の計算規定は、全面的に金融商品取引法に合わせる形で基準・規範の収斂が図られたのであれば、会社計算規則を置く必要はないはずである。しかし、現実には、会社計算規則が

置かれており、後述するように、そこでは資産や負債の評価に関する規定などが置かれている。これはどういうことを意味するのであろうか。

法が資産や負債の評価、表示の方法について規制するのは、企業外部の利害関係者を保護するためである。株式会社についていえば、利害関係者として、現在株主、将来株主となりうる潜在株主、長期および短期の現在債権者および将来債権者となりうる長期および短期の潜在債権者がある。しばしば法規制の目的として、①現在および将来の株主間の利害調整を図ること、②現在および潜在株主、現在債権者および潜在債権者に対して、それぞれの利害関係の判断資料を提供するための要件を定めること、の2つが挙げられる。矢澤 [1981] によれば、①は配当可能利益算定として商法固有の目的であり、②は情報開示として商法と証券取引法に共通する目的であるとされ、そのうえで、②については、1962 (昭和37) 年と1974 (昭和49) 年の商法改正によって、会計処理・表示および監査手続を証券取引法の下におけるそれに近づけて実質一元化を図り、それを前提として①の目的も同時に達成しようとしてきた (120頁)。

その後、金融システム改革の一環としての会計制度改革に伴って設置された研究会の報告書である法務省・大蔵省 [1998] が公表された。そこでは、配当可能利益の算定機能と情報開示機能の分離が志向され、情報開示機能については、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行を尊重する旨が示された。その結果、2002 (平成14) 年の商法改正により資産評価、のれん、繰延資産等の規定が商法施行規則に委任されて具現化されることとなった。そして、2006 (平成18) 年施行の会社法において、会計処理については一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従う旨の規定が設けられた。つまり、②については、会社法は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に委任したのである。

なお、会社計算規則は資産の評価法として、別段の定めがある場合を除き取得価額を付さなければならないと規定している (5条1項)。具体的な規定は以下のとおりである。

- ①償却性資産に対する減価償却の強制 (5条2項)
- ②時価が取得原価より著しく低い資産についての強制評価減の強制 (5条3項1号)
- ③減損損失の強制 (5条3項2号)
- ④貸倒引当金の強制 (5条4項)
- ⑤債権について、取得価額と債権金額が異なる場合、適正な価格を付することを容認 (5条5項)
- ⑥資産について低価法の容認 (5条6項1号)

- ⑦子会社、関連会社株式および満期保有目的の債券を除く市場価格のある資産についての時価評価の容認 (5条6項2号)

負債については、別段の定めがある場合を除き、会計帳簿に債務額を付さなければならない (6条1項)。時価もしくは適切な価格を付すことを容認した規定は以下のとおりである。

- ⑧引当金 (6条2項1号)
- ⑨割引発行された社債 (6条2項2号)
- ⑩その他時価又は適切な価格を付すことが適当な負債 (6条2項3号)

(2) 資産・負債評価規定の存在理由

前述したように、会社法における会計処理については一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従う旨の規定が設けられたのであるから、会社計算規則においても具体的な基準は不要なはずであるにもかかわらず、上記規定が設けられたのはなぜだろうか。

その理由の1つは、配当可能限度額の算定に関して、現行会社法の2005 (平成17) 年改正前商法から一貫したスタンスをとり続けていることにある。具体的にみていこう。

配当可能限度額の算定に際して問題となるのは、資産の計上能力とその評価の最高限および負債の計上能力とその評価の最低限だけである (矢澤 [1981]、125頁)。配当可能限度額の計算に際して資産の計上能力が問題となるのは、繰延資産のうち開業準備費、開発費、試験研究費である。これら繰延資産は、費目の限界が明瞭ではないこと、その額が他の繰延資産と比べて巨額になる可能性があることから法定準備金の額を超える部分についてその資産性を否定していたこと (2003 (平成15) 年改正前商法290条1項4号) はその例である。

資産の評価法として取得原価主義を採用することによる評価益の排除は、主観的になりやすい評価益の計上を積極的に禁止するとともに、評価損の計上を強制もしくは容認することが債権者保護につながると考えられているからである (矢澤 [1981]、123頁)。他方、負債について、継続企業を前提にする限り、将来確実に純資産の減少の原因となるようなものは、たとえそれが法律上の債務でなくても、純資産の計算上は他の債務と同様控除すべきであるとされる (矢澤 [1981]、125頁)。資産の評価の最高限および負債の評価の最低限このような立場に立った規定ぶりは、現行会社計算規則にも受け継がれている。

加えて、実務上の便宜ということも挙げられる。具体的

には、1960（昭和35）年の「株式会社の計算規定の内容に関する商法改正要綱試案」が流動資産については低価基準、固定資産については取得原価基準、取引所の相場のある社債については時価基準、取引所の相場があって短期所有目的の株式については低価基準によることを提案した。これに対し、1962（昭和37）年改正商法においては、流動資産、株式、社債等については取得原価基準とし、流動資産については低価基準の適用を任意、取引所の相場のある株式、社債等については低価基準の適用を容認した。これは、期末にいちいち評価替えるのは煩瑣であるとの経済界からの意見に応えた面があったためである（弥永 [2000]、63頁）。

(3) 配当規制の方法の概観

配当規制の方法は、様々なものがありうる。以下、弥永 [2000] の分類に基づいて、①支払不能基準、②一定の財務比率を用いた配当規制、③稼得利益テスト、および④資本制度を伴う貸借対照表テスト、という4つの規制の方法を概観する。

①の支払不能基準とは、配当規制について会社が弁済期にある債務を支払うことができない状態にあるとき、あるいは配当により債務を支払うことができなくなるおそれのあるときには、会社は配当をしてはならないというものである（片木 [2003]、176頁）。具体的には支払不能基準はアメリカの一部の州で明示的に採用され、その他の州でも黙示的に採用されている。具体的には、1980年改定後模範事業会社法第45条1項が、分配によって、通常の業務の過程において支払期限の到達する債務を会社が弁済することができなくなる場合または会社の総資産が、総負債および清算時に優先権を有する発行済株式すべてに関して支払われるべき最大額の合計を下回ることとなる場合には、分配を行うことができないと定めていた（弥永 [2013]、307-308頁）。この基準によった場合には、将来キャッシュフローの分析を行うことなどが必要とされるため、会社にとっての事務負担は大きくなり、取締役や会計監査人が責任を負うリスクが高くなる可能性がある。また、法的安定性という点からも、明確な指標がないために問題が残るとされる（弥永 [2000]、33頁）。

②の一定の財務比率を用いた配当規制の例としては、1977年カリフォルニア州一般会社法第500条が挙げられる。具体的には、分配直前における会社の留保利益の額が提案された分配の額に等しいか上回る場合に分配を行うことができるとしつつ、分配直後に会社の資産総額が会社の負債総額の125%以上であり、かつ会社の流動資産の額が流動負債の額以上である場合に分配を行うことができると規定

した。このように、流動資産の額が流動負債の額を一定割合以上超えている場合にのみ配当ができるとするといった規定が、財務比率を用いた配当規制にあたる（弥永 [2013]、306頁）。

③の稼得利益テストはEC第2号指令が採用し、イギリスなどでそのバリエーションが採用されている配当規制方法で、実現利益テストとも呼ばれる。たとえば、イギリスでは、分配可能利益は実現利益累計額から実現損失累計額を控除した金額であるとされている（猪熊 [2009]、104頁）。このテストの下では、配当可能限度額と報告利益との間の結び付きが緊密になる。しかし、多くの国で稼得利益テストが単独で会社債権者保護のために十分な規準であるとは考えられていないようであり、イギリスでは純資産テストが併用され、アメリカでは支払不能テストが併用されている。また、理論的には、繰越利益を配当財源に含めることができるとにつき、会社債権者保護との関連では後述する貸借対照表テストに関する説明以外の説明ができないとされる（弥永 [2000]、34頁）。

最後に④の資本制度を伴う貸借対照表テストは、貸借対照表上の純資産額に注目し、いわば将来における損失発生の可能性に備えるクッションとしての資本を用いて配当規制を行うとする方法である。この方法は多くの国で採用されており、日本でも商法が伝統的に採用してきた。それは現行の会社法にも引き継がれている。この方法によれば、そのクッションが有効に機能することが重要であるとされる（弥永 [2000]、34頁）。

では、なぜ日本においては資本制度を伴う貸借対照表テストを採用したのであろうか。2006（平成18）年会社法の立法関係者によれば「貸借対照表を基準とすることに積極的な意義を見出すというよりも、これに代わる有効な払戻規制の方法を現時点では構築しがたいという事情のほうが大きい」（郡谷・岩崎 [2005]、22頁）からである。代替的方法の具体的な問題点としては、以下の3つが挙げられていた（郡谷・岩崎 [2005]、22-23頁）。

- ①貸借対照表を基準とすることで生じる配当可能限度額の計算の問題（資産等の評価や連結、個別問題）を解決するためには、貸借対照表とは異なる配当可能限度額の計算のための計算書類を別途作成しなければならず会社にとって負担が大きい。
- ②配当可能限度額の計算のための基準を会計基準とは別に作成しなければならず、基準作成に困難が伴う。
- ③流動性比率などを基準に配当可能限度額の計算を行うとしても、これら比率を基準に用いることに問題点が指摘されているし、貸借対照表を基準とする規制の間

題を抜本的に解決することができるものでもない。

このように、代替的方法には問題があることに加え、貸借対照表を基準とする配当可能限度額の計算に関する規制は、その明確性と基準の作成・遵守、監視等が容易であり、かつ、コストが小さいという特質があることから、これを変更するに至らなかったのである(郡谷・岩崎[2005]、23頁)。

この点、配当可能利益の算定について、一義的に資産の評価基準を決定する必要はないと弥永[2000]は指摘している。つまり、配当可能利益の算定にとって、適切な評価基準は社会的・経済的環境の変化によって変化しうるので、配当可能利益の算定の観点からは、複数の測定基準が許容される余地があるというのである(弥永[2000]、32-33頁)。もっとも、現行会社計算規則における配当可能限度額の計算は、貸借対照表の純資産の額を基礎として行われるため、そのような立場は取っていない。

(4) 日本における配当規制の方法

ここで、会社法における分配可能額の算定について概観する。株主への会社財産の払戻しを規制するため、会社法はまず剰余金の範囲を明らかにしたうえで、これを基礎として「分配可能額」を規定する。剰余金および分配可能額の両方とも、前期の事業年度末ではなく、配当などが実際に効力を発する日現在の金額として規定される。

このため会社法は、最終事業年度(株主総会等で決算が承認済の最新の事業年度)の末日の剰余金から出発し、決算日後に生じた所定の項目を加算・減算する方法で、配当の効力発生日の剰余金を定義する(会社法446条)。剰余金の額の算定方法をまとめたものが図表2である。

会社法は、上記図表2で算定した「剰余金」を基礎として、以下の図表3に示す方法で「分配可能額」を規定する(461条2項)

(5) 日本における法の会計への関与の変化

2002(平成14)年の商法改正による省令委任の趣旨を、国際的な会計基準の変化に迅速に対応することができるようにするためと立法関係者は説明しているが(始開[2002]、45頁)、それに加えて、会計処理の基準を会計基準に委ねるのではなく、省令による会計処理の規制を続けることも意味していたと野口[2013]は指摘している(39頁)。つまり、法による会計への関与を後退させるとはいつても、白紙委任するとまではいえず、関与を継続するというということを表明しているのである。このことは、「一般に公正妥当と認められる」かどうかを最終的に判断するのは法であって、プライベートセクターにその権限を委ねてはいないことを表明しているといえるだろう。

会社計算規則における計算についての具体的規定として、資産・負債の評価に関する規定以外に、計算書類、連結計算書類の種類、表示の方法(同58-117条)がおかれている。加えて、わが国以外の会計基準設定主体が設定した会計基準に関する規定として、国際会計基準で作成する連結計算書類に関する特則(120条)、修正国際会計基準で作成する連結計算書類に関する特則(同120条の2)、および米国基準で作成する連結計算書類に関する特則(同120条の3)といった規定がおかれている。以下、具体的に見ていくこととする。

会社計算規則において、国際財務報告基準(International Financial Reporting Standards: IFRS)とのコンバージェンスの観点から、2009(平成21)年12月¹、2011(平成23)

図表2 剰余金の額の算定

最終事業年度末の貸借対照表の剰余金 (その他資本剰余金とその他利益剰余金の合計額。保有中の自己株式があっても減算しない)
プラス決算日後に増加した剰余金 ・自己株式処分差益(差損の場合は減算) ・資本金の減少額(資本準備金とした額を除く、資本金減少差益のみ) ・準備金の減少額(資本金とした額を除く、準備金減少差益のみ)
マイナス決算日後に減少した剰余金 ・消却した自己株式の帳簿価額(消却に剰余金が充当されたので減算) ・剰余金の配当額(配当に伴う準備金への組入額も減算) ・会社計算規則150条に規定する額(資本金・準備金への組入れ額ほか)
= 配当の効力発生日の剰余金

出典: 桜井 [2016]、280頁。

図表3 分配可能額の算定

配当の効力発生日の剰余金（図表9参照）
自己株式に関する調整 - ①配当の効力発生日の自己株式の帳簿価額 - ②最終事業年度末の後に処分した自己株式の対価
臨時決算を行った場合の調整 ± ③臨時決算期間の純利益額・純損失額 + ④臨時決算期間の自己株式の処分対価
会社計算規則158条による追加的控除額 - (a) のれん等調整額による制限額 - (b) 純資産直入された借方残高のその他有価証券評価差額金ほか - (c) 連結配当規制の任意適用額 - (d) 純資産300万円に対する不足額
= 配当の効力発生日の分配可能額

出典：桜井 [2016]、281頁。

年11月²、および2013（平成25）年5月³に改正が行われた。このことは、会社計算規則が一部のIFRSの法的位置付けを明確にしたことを意味する。

もっとも、上記規定は、連結財務諸表の作成に係る個々の会計処理や表示の基準に関するものであり、その影響は基本的に個別財務諸表には及ばない。また、会社法の計算規定が、「株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする」（431条）となったのであれば、会社法もしくは会社計算規則に一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行、もしくは基準について何がそれに該当するのについて明文をおくべきであろう。実際、会社法制定以前には、商法施行規則の一部を改正する省令（平成一六年九月八日法務省令第六二二号）において、「有報提出大会社の貸借対照表、損益計算書又は連結計算書類の用語又は様式の全部又は一部については、（中略）財務諸表等規則又は連結財務諸表規則の定めるところによることを妨げない」と規定していた。この規定によって、公正な会計慣行の基本は資本市場会計であると法的に位置付けられることになった（上村 [2011]、12頁）。しかし、この規定はのちに廃止されたため、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行、もしくは基準の内容が不明確なものになったのである。

これらのことから、連結計算書類を作成する大会社については、会社法以外の設定主体に委任することで国際的動向の変化への対応を迅速にするという姿勢が読み取れる。それと同時に、他方では、具体的にどのような基準が法的に認められるものであるかを最終的に決めるのは法であると宣言しているといえるだろう。

5. 会計基準の対応

前述したように会社計算規則は、資産・負債について、別段の定めがある場合を除き、資産については取得原価、負債については債務額で評価することを強制している。このことは、別段の定めがない場合は、少なくとも上記規定以外の資産・負債の評価規定を会社法上認めないということの意味する。

一方、企業会計基準委員会（ASBJ）が公表する会計基準では、取得原価以外の評価基準を採用するものが増えていくことは、第1章で明らかにしたとおりである。ASBJの会計基準は資本市場向けの会計基準と位置付けられるため、その目的を達成するうえで国際的な会計基準を考慮することはあっても、会社法の規定を考慮する必要は基本的にはないはずである。にもかかわらず、一部の会計基準は、個別財務諸表上の取扱いを別途設けて、会社法の評価規定との齟齬が生じないように、あるいは配当規制に影響が及ばないようにしている。以下、具体的基準を取り上げて検討する。

(1) 退職給付会計に関する基準の設定における議論

まずは、「企業会計基準第26号退職給付会計に関する基準」（企業会計基準委員会 [2012]）を取り上げる。そこでは、当期に発生した未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用は、税効果を調整の上、その他包括利益を通じて純資産の部に計上（いわゆる即時認識）することが規定されている（24、25項）。しかし、個別財務諸表については即時認識を適用せず、当期に発生した未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の各期の発生額について、平均残存勤務期間以内の一定の年数で按分した額を每期費用処

理（いわゆる遅延認識）することとされている（39項）。

一方、会社計算規則は、前述したように引当金の例示項目として退職給付引当金を挙げている（6条2項1号イ）。さらに、貸借対照表の純資産の部の区分について、退職給付に係る調整累計額の区分は連結貸借対照表に限る（76条7号）としている。

では、なぜそのような規定になったのであろうか。会計基準作成におけるASBJでの議論の推移を見ていこう⁴。退職給付会計に関して、論点整理について専門委員会で検討が始まったのは、2008（平成20）年10月7日に開催された第45回専門委員会からであった。議事録を読む限り、そのころは会社法への影響についての議論はなされていなかったようである。

その後、2010（平成22）年3月11日に開催された第197回退職給付専門委員会では、委員から会社法上の分配可能額への影響に関する質問が出された。それに対して、事務局は、この問題を検討するために、公開草案のコメント期限後に再開する専門委員会から、関連省庁にオブザーバーとして参画してもらおう意向であると回答した。さらに、同年8月26日に開催された第208回退職給付専門委員会では、個別財務諸表のあり方、分配可能額の取扱い、リサイクリング等、退職給付会計の見直しは周辺事項も含めて影響が大きい旨の指摘がなされた。

加えて、2011（平成23）年4月28日付「単体財務諸表に関する検討会議」報告書によれば、制度所管官庁から、会社法における分配規制は、一般に公正妥当と認められる会計基準に従って作成された計算書類を前提として、必要な調整を加えて分配可能額を計算するというものであり、新たな会計基準が公表される場合には、その内容を踏まえて分配規制の内容を検討することとなるとの説明もあった。その他に、単体財務諸表への適用については、金融機関との財務制限条項への抵触等の観点、年金法制との関係の観点、分配可能額に影響を与える可能性を踏まえ、慎重に対処する必要がある、未認識項目の負債計上にあたっては、連結先行も含め何らかの激変を緩和する措置を講ずるべきではないか、との指摘があった。

「単体財務諸表に関する検討会議」報告書をうけて、2012（平成24）年1月19日開催の第236回専門委員会では、未認識項目の負債計上を単体財務諸表に適用することへの懸念として、次のような意見が聞かれた。

- ①未認識項目を純資産の部に差損（借方）として計上すると、分配可能額に影響が及ぶ。
- ②確定給付企業年金法による規制の結果、事業再編時における資産の移管、債務の引継が困難な状況が存在

し、また、受給者について事実上移管できず、当該部分に係る負債を単体財務諸表に認識せざるを得ない結果となり、経営上、納得感がない。

- ③単体財務諸表において財務制限条項に抵触する可能性がある。

一方、単体財務諸表への適用に同意するものとして、次のような意見が聞かれた。

- ①会社法における分配規制は、一般に公正妥当と認められる会計基準に従って作成された計算書類を前提として、必要な調整を加えて分配可能額を計算するものである。
- ②年金法制により不合理な影響を受ける会社がどの程度なのか明確でなく、また、影響を受ける場合の範囲は、負担する退職給付債務の一部ではないかと考えられる。
- ③財務制限条項への抵触の可能性があれば、何らかの対応を当事者間でとることが考えられる。

こうした指摘をうけて、審議の結果、「市場関係者の合意形成が十分に図られていない状況を踏まえ、今後議論を継続することとし、現時点における対応としては、未認識項目の負債計上に係る個別財務諸表の取扱いについては、当面の間、平成10年会計基準の取扱いを継続すること」(39項)となったのである。

もし未認識項目に関わる項目を個別貸借対照表の純資産の部に計上するならば、配当可能利益の計算に影響が及ぶことになる。そうであるならば、会社計算規則は配当規制の目的に照らして別段の定めを設けるか、分配可能額の算定方法を変更する可能性が高いと考えられる。そうしたことから、会計基準の側で配慮して、未認識項目に関わる項目は少なくとも個別財務諸表上は認識しないことで配当可能利益の計算から除外するという方策をASBJは選んだのである。

(2) 包括利益の表示に関する会計基準の設定における議論

次に、「企業会計基準第25号包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会〔2013〕）を検討する。同会計基準は、「当面の間、個別財務諸表には適用しないこととする」（16-2）としている。包括利益はストックの評価に関して、純損益に反映させないところを貸借対照表の純資産の部で収容するというものであるから、いわゆる資産の評価損益が純資産の部に計上される。

この点、2011（平成23）年4月28日付「単体財務諸表に関する検討会議」報告書によれば、単体財務諸表に関する包括利益の表示については、当面、財務諸表本表において表示すべきではないとの意見が多くみられた。その考え方は、以下のとおりである。

- ①包括利益の問題については、表示の問題にとどまらず、リサイクリングや利益概念の問題と密接に関係する。すなわち、IFRSでは、その他の包括利益におけるノンリサイクル処理など、当期純利益の内容が変質してきている可能性があり、リサイクリングの問題の整理も重要である。これらの問題を整理することなく、包括利益の表示を行うことは時期尚早である。
- ②IFRSとのコンバージェンスという意味では、すでに連結財務諸表では方向性が明確にされており問題なく、当面は、連結先行で議論を深めていくべきはないか。
- ③リスクのある資産を可視化するツールとして包括利益は意味があるが、投資家の視点から、包括利益およびその他の包括利益がどのような意味を持つのかを十分に議論する必要がある。
- ④フランスやドイツでは、コンバージェンスを進めつつも、自国基準では包括利益の開示を求めている。これらの理由を、明確に把握し参考にすべきである。

また、上記に関連して、以下の意見が聞かれた。

- ⑤当期純利益を重視する観点から単体財務諸表におけるリサイクリングは維持すべきであり、それを前提として、単体財務諸表では任意適用を認めることが考えられる。
- ⑥投資家に対する情報提供の観点からは、単体財務諸表においては注記を行うことも考えられる。

こうした意見も踏まえて審議した結果、「改正会計基準第25号では、個別財務諸表への適用に関して市場関係者の意見が大きく分かれている状況や、個別財務諸表における包括利益に係る主な情報は現行の株主資本等変動計算書から入手可能でもあること等を総合的に勘案し、当面の間、個別財務諸表には適用しない」こととされ（改正会計基準第25号第16-2項、第39-2項、第39-3項及び第39-4項）、「四半期財務諸表に関する会計基準等においてもそれに対応した改正」（公表にあたって）が行われることとなったのである。

(3) 会社計算規則の役割

以上の検討の結果、日本における会計基準の一部は、個別財務諸表と連結財務諸表の取扱いに違いを認めていることが明らかになった。これは、個別財務諸表、特に会社法独自の目的である配当規制へ影響を与えないようにするための方策としてのものである。

会社法上、配当規制について個別財務諸表を基礎に行う限り、情報提供目的で算定された数値に依拠できないところが存在する。この点、会社法自らが会計基準を設けて対応するということが可能である。しかし、そうすることで、会社法は基準作成、遵守のためのコストを負担することになる。これらのコストを回避するために、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従う」（会社法431条）という規定を設けたといえる。

しかし、会社法独自の目的である配当規制を達成するためには、配当規制目的に合わないものを排除する必要がある。会社計算規則は、配当規制目的に合わないものを排除するという、いわばフィルターとしての役割を果たしているのである。このことが、個別財務諸表と連結財務諸表との間に乖離、つまり基準の変化の方向性が違う項目を生じさせている要因の1つであることは間違いない。

さらに、ASBJが公表している会計基準が会社法へ配慮しているという点も見逃せない。ASBJが公表している会計基準は情報提供目的のためであり、建前上は配当規制目的に配慮する必要はないはずである。にもかかわらず、基準の一部はいわゆる連単分離を採用している。これは、ASBJの概念フレームワークにおける「会計情報の副次的利用」（企業会計基準委員会〔2006〕、「財務報告の目的」11項）に該当するからであろう。すなわち、「当事者の多くが関わる規制や契約について、会計基準の設定・改廃がそれらに及ぼす影響を考慮しなければならない」（企業会計基準委員会〔2006〕、「財務報告の目的」22項）ケースがありうるのである。このことは、いくら資本市場を志向し、情報提供目的に特化した会計基準であっても、周辺制度、特に利害関係者との間の調整を目的の1つとする会社法との関連性は軽視できないということを意味する。とりわけ、会社法が会社計算規則によって会計処理を規制する限り、会計基準はそれを無視することはできない。

これまで、会社法の計算に関する基準と会計基準は収斂したとか、形式的には一体化したといわれてきている。しかしながら、具体的な基準を見れば、それは連結財務諸表におけることであって、個別財務諸表も考慮に入れば、会社法の計算に関する基準と会計基準の間に差異は残っている。会社法の独自の目的である配当目的を考慮すれば、両基準における差異は残らざるを得ないのである。

6. おわりに

以上、本稿では、会社計算規則の位置付けについて検討した。その結果、会社計算規則の存在意義は、会社法が会計基準に白紙委任するのではなく、省令によって会計処理を規制し、会計基準に関与する手段として位置付けられることにあることを明らかにした。省令に設けられた資産評価の規定は、会社法固有の目的である配当可能利益の算定目的に資するものであり、省令委任は具体的な基準は最終的に法が定めるという姿勢の現れである。このことは、会社法がASBJ他の会計基準に委任することによるコストの節約よりも、行政当局が会社法の目的達成を重視している、ということの意味している。

次に、会社法に対する会計基準の対応を検討した。ASBJが公表する会計基準には、個別財務諸表と連結財務諸表とで会計処理が異なるものが存在する。たとえば退職給付会計に関する基準は、個別財務諸表における当面の取扱いとして、未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務差異について遅延認識することとしている。これは、財務報告の目的との関連で、ASBJが規制や契約に一定の範囲で配慮していることを示している。会社計算規則の存在は、そのような会計基準の側の配慮を促しているのである。

注

- 1 平成二一年法務省令第四六号。本省令は、連結財務諸表規則において、所定の条件を満たす企業が2010（平成22）年3月期以降に提出する連結財務諸表をIFRSに従って作成することを許容するための改正である（黒田 [2010]、88頁）。
- 2 平成二三年法務省令第三三号。本省令は、企業会計基準委員会（ASBJ）が連結財務諸表に関する会計基準を改正したことを踏まえ、特別目的会社の特則、米国会計基準に準拠して連結計算書類を作成することができることとした改正である（高木 [2011]、13-14頁）。
- 3 平成二五年法務省令第一六号。本省令は、ASBJが「退職給付に関する会計基準」および「退職給付に関する会計基準の適用指針」を公表したことに伴い、①未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理、②退職給付債務および勤務費用の計算方法に関する改正、③開示の拡充、に関する改正であり、その背景にあるのは、IFRSとのコンバージェンスの観点である（高木 [2013]、31頁）。
- 4 以下で参照する専門委員会等の議事録は、ASBJのウェブサイトから入手したほか、大石桂一教授（九州大学）から提供を受けた。

参考文献

- 伊藤邦雄 [2013]「IFRSと会社法をめぐる論点」『企業会計』65巻5号、18-27頁。
 猪熊浩子 [2009]「会計基準の国際化と配当可能利益の動

- 向」『国際会計研究学会年報2009年度』、99-109頁。
 上村達男 [2011]「会社法制と資本市場—解釈論上の問題点を踏まえて」『商事法務』1940号、7-18頁。
 大石桂一 [2007]「会計規制と会計ビッグバン」梶田龍三・由井敏範編著『現代会計と会計ビッグバン』森山書店、240-250頁。
 河野玄逸・古澤陽介 [2008]「株式会社⑤計算等」江頭憲治郎・門口正人編集代表『会社法大系（機関・計算等）』青林書院、363-376頁。
 神田秀樹 [2007]「会計基準と法—現状と展望」『企業会計』59巻3号、4-9頁。
 企業会計基準委員会 [2006]『討議資料 財務会計のフレームワーク』
https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/documents/begriff/begriff_20061228.pdf
 企業会計基準委員会 [2012]『企業会計基準第26号退職給付会計に関する基準』。
 企業会計審議会 [2002]『固定資産の減損に係る会計基準』。
 黒田裕 [2010]「国際会計基準（IFRS）の任意適用に関する会社計算規則の一部を改正する省令の解説—平成二一年法務省令第四六号—」『商事法務』1887号、88-95頁。
 郡谷大輔・岩崎友彦 [2005]「会社法における債権者保護（上）」『商事法務』1746号、42-53頁。
 桜井久勝 [2016]『財務会計講義（第17版）』中央経済社。
 始関正光 [2002]「平成一四年商法改正の解説（X）」『商事法務』1649号、4-13頁。
 高木弘明 [2011]「会社計算規則の一部を改正する省令の解説—平成二三年法務省令第三三号—」『商事法務』1950号、13-16頁。
 高木弘明 [2013]「会社計算規則の一部を改正する省令の解説—平成二五年法務省令第一六号—」『商事法務』2001号、31-35頁。
 武田隆二 [2007]「会社法における『計算』と『分配』の二元化への道」『企業会計』59巻1号、10-20頁。
 田中誠二・喜多了祐 [1975]『全訂コンメンタール商法総則』勁草書房。
 野口晃弘 [2013]「資本会計をめぐるIFRSと会社法」『企業会計』65巻5号、38-42頁。
 法務省・大蔵省 [1998]『商法と企業会計の調整に関する研究会報告書』。
 矢澤惇 [1981]『企業会計法の理論』有斐閣。
 弥永真生 [2000]『商法計算規定と企業会計』中央経済社。
 弥永真生 [2011]「会社法会計の現状と課題」安藤英義・古賀智敏・田中建二責任編集『企業会計と法制度』中央経済社、51-73頁。
 弥永真生 [2013]『会計基準と法』中央経済社。